

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の所得基準等)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項第1号及び第2号</u>の規則で定める基準は158,000円以上487,000円以下であることとし、<u>同項第3号</u>の規則で定める基準は487,000円以下であること（158,000円に満たないときは、所得の上昇が見込まれること。）とする。</p> <p>2 <u>条例第4条第1項第2号</u>の特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例第4条第1項第1号</u>の親族については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) <u>入居申込者及び条例第4条第1項第1号</u>の親族に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p> <p>(4) <u>条例第4条第1項第2号</u>の特別の事情がある場合は、その事情を証する書面</p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第7条 <u>条例第9条第1項第1号</u>に規定する連帯保証人の資格は、<u>独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものであることとする。</u></p> <p>2 <u>入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人となる者が連署する県営特定公共賃貸住宅入居請書並びに当該連帯保証人となる者の印鑑証明書及び市町村長の発行する所得が記載された証明書を所管する局長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所管する局長に届け出るとともに、速やかに前項の規定による連帯保証人の変更の手続をしなければならない</u></p>	<p>(入居者の所得基準等)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項第1号ア及びイ</u>の規則で定める基準は158,000円以上487,000円以下であることとし、<u>同号ウ</u>の規則で定める基準は487,000円以下であること（158,000円に満たないときは、所得の上昇が見込まれること。）とする。</p> <p>2 <u>条例第4条第1項第1号イ</u>の特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例第4条第1項第1号ア</u>の親族については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) <u>入居申込者及び条例第4条第1項第1号ア</u>の親族に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p> <p>(4) <u>条例第4条第1項第1号イ</u>の特別の事情がある場合は、その事情を証する書面</p>

い。

(1) 所在が不明になったとき。

(2) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。

(3) 死亡したとき。

4 入居者は、連帯保証人が住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、県営特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届（様式第4号）に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。

（入居の手続）

第8条 条例第9条第1項第1号に規定する請書は、県営特定公共賃貸住宅入居請書（様式第5号）によらなければならない。

2 入居予定者は、前項の請書に次に掲げる書類を添付し、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明書

(2) 連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書

3 条例第9条第2項の規定による入居指定日の通知は、県営特定公共賃貸住宅入居指定日通知書（様式第6号）により行うものとする。

（入居の手続）

第7条 条例第9条第1項第1号の請書は、県営特定公共賃貸住宅入居請書（様式第4号）によらなければならない。

2 入居予定者が連帯保証人を立てようとするときは、前項の請書に当該連帯保証人が連署しなければならない。

3 入居予定者は、第1項の請書に、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人を立てる場合 連帯保証人の印鑑証明書及び当該連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書

(2) 家賃債務保証業者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。）のうち知事が指定するものと家賃に関する保証委託契約（賃借人が、家賃債務保証業者に対し当該賃借人の家賃債務（同項に規定する家賃債務をいう。）を保証することを委託する契約をいう。以下同じ。）を締結した場合 当該家賃に関する保証委託契約を締結したことを証する書面の写しその他知事が別に定める書類

4 条例第9条第2項の規定による入居指定日の通知は、県営特定公共賃貸住宅入居指定日通知書（様式第5号）により行うものとする。

（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。

2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人となる者が連署する県営特定公共賃貸住宅入居請書並びに当該連帯保証人となる者の印鑑証明書及び市町村長の発行する所得が記載された証明書を所管する局長に提出しな

<p>(入居の承継の承認)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第11条第1項の規定により知事の承認を得た者は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に、<u>第7条第1項に定める資格を有する連帯保証人が連署する県営特定公共賃貸住宅入居請書並びに連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>3 <u>入居者が連帯保証人に代えて家賃に関する保証委託契約を締結したときは、県営特定公共賃貸住宅入居請書、当該家賃に関する保証委託契約を締結したことを証する書面の写しその他知事が別に定める書類を所管する局長に提出しなければならない。この場合においては、県営特定公共賃貸住宅入居請書には連帯保証人の連署を要しない。</u></p> <p>4 <u>入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所管する局長に届け出るとともに、速やかに第2項又は前項に規定する手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所在が不明になったとき。</u></p> <p>(2) <u>失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>死亡したとき。</u></p> <p>5 <u>入居者は、連帯保証人が住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに、県営特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届(様式第6号)に連帯保証人の住民票の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第11条第1項の規定により知事の承認を得た者は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に、<u>県営特定公共賃貸住宅入居請書を所管する局長に提出しなければならない。この場合においては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

広域振興局長 氏 名印

県営特定公共賃貸住宅入居予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった県営特定公共賃貸住宅については、あなたを入居予定者として決定しましたので、次のとおり通知します。

なお、この通知のあった日から10日以内に入居の手続をしてください。

おって、この手続を期間内にしないときは、この通知による入居予定者の決定を取り消すことがあります。やむを得ない事情により、この手続をすることができないときは、その旨を申し出てください。

1 住宅の名称及び住宅番号

2 家賃 月額 円

3 同居親族

氏名	続柄	生年月日

4 入居の手続

(1) 次の区分に応じ、当該区分に掲げる請書を提出すること。イの場合については、連帯保証人の連署を要しない。

ア 連帯保証人を立てる場合 連帯保証人の連署する請書（連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を添付すること。）

イ 家賃債務保証業者のうち知事が指定するものと家賃に関する保証委託契約を締結した場合 請書（当該家賃に関する保証委託契約を締結したことを証する書面の写しその他知事が別に定める書類を添付すること。）

(2) 家賃の3月分に相当する敷金を納付すること。

(A4)

様式第4号を削る。

改正前	改正後
<u>様式第5号（第8条関係）</u> [略]	<u>様式第4号（第7条関係）</u> [略]
<u>様式第6号（第8条関係）</u> [略]	<u>様式第5号（第7条関係）</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

住宅の名称及び住宅番号

入居者氏名

㊦

県営特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届

連帯保証人の住所（氏名）が次のとおり変更になりましたので、届けます。

変更事項	変更前	変更後

注 住民票の写しを添付してください。

(A4)

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する通知書又は提出する届等について適用し、同日前に交付した通知書又は提出した届等については、なお従前の例による。